

令和 5 年度

柏市立風早中学校

P T A 定期総会

令和 5 年度風早中学校 P T A 事業計画

期 日	事 業 名
4月12日(水) ～ 17日(月)	定期総会(W E B)
5月13日(土)	第 1 回実行委員会
7月 中旬	広報誌「宮後」 1 4 3 号発行
7月 予定	市 P 連バレーボール大会
8月 予定	市 P 連バレーボール大会決勝戦
9月2日(土)	第 2 回実行委員会
9月9日(土)	除草作業
12月 中旬	広報誌「宮後」 1 4 4 号発行
2月3日(土)	第3回実行委員会
3月 中旬	広報誌「宮後」 1 4 5 号発行
3月22日(金)	辞校式出席
3月 下旬	会計監査
随 時	必要に応じて臨時実行委員会

※上記は予定なので変更することがあります。

柏市立風早中学校 P T A 会則

第1章 名 称

第1条 本会は任意加入の社会教育関係団体であり、「柏市立風早中学校 P T A」と称す。

第2条 本会は事務局を風早中学校内におく。

第2章 目 的

第3条 本会は次の目的を達成するために活動する。

- 1 生徒の幸福のために、よい保護者、よい教員となるよう協力する。
- 2 家庭、学校、社会における生徒の福祉増進と生徒の教育環境をよくする。
- 3 会員相互の理解を深めるため、親睦及び研修を行う。
- 4 公教育費を充実することに努める。

第3章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 特定の宗教、政党にかたよることなく、また営利的な行為を行うことも、職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。
- 2 児童、青少年の福祉増進のために活動する。
- 3 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制、干渉もうけてはならない。
- 4 本会は直接学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第4章 会 員

第5条 本会の会員になることのできる者は次の通りである。

- 1 風早中学校に在籍する生徒の保護者及び風早中学校に勤務する教員を正会員とする。
- 2 教育に関心を持ち本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。但し、第2項に該当する者の入会には実行委員会が決定する。

第6条 本会からの退会については次の通りである。

- 1 会員は、退会届を提出することにより、本会を退会することができる。
- 2 退会した者が再度、入会希望の場合、入会届を提出することにより、会員になることができる。

第5章 会 計

第7条 本会の活動に要する経費は会費及び寄付金、その他の収入によって支弁される。

第8条 本会の会費は総会における合議によって決定される。

第9条 本会の経理は総会によって認められた予算によって行われる。

第10条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第12条 本会の役員は次の通りである。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 4名以内（教職員を含む）
- 3 書 記 2名

4 会 計 2名

5 会計監査 2名

6 広 報 数名

7 顧 問 辞任した会長は原則として、次年度の顧問として本会に残る事ができる。

第13条 各役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第7章 役員の職務

第14条 役員の職務は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会のすべての集会を招集し統括する。
- 2 副会長は会長を助け、会長不在の場合はその代理を務める。
- 3 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し各種の会合について通知し、また、資料を保管する。
- 4 会計は総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理し正確な記録を保持して会計監査を経たあと、総会に報告する。
- 5 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を4月総会に報告する。
- 6 広報誌『宮後(みよし)』発行する。(年3回)

第8章 総 会

第15条 総会は本会の最高決定機関である。

第16条 総会は定期総会及び臨時総会に分かれる。

- 1 定期総会は、4月にWEB上にて開かれる。
- 2 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開かれる。

第17条 総会の決議は、会員の過半数で決する。

第18条 定期総会の主なる内容は次の通りである。

4月総会では、年度計画及びその他緊急事項に関する審議並びに承認、前年度事業報告、決算報告、会計監査報告。

第9章 実行委員会

第19条 実行委員会の職務は次の通りである。

- 1 事業計画の立案並びに審議
- 2 総会に提出する報告書の作成
- 3 その他会員より委託された必要業務の処理

第20条 実行委員会の定例会議は必要に応じ開催する。

第21条 実行委員会は、会長または委員の半数以上が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第22条 会長及び校長の指名を受けた教員は学校管理並びに教育上、実行委員会その他の全てのPTA機関に出席して意見を述べる事ができる。

第10章 会則と細則

第24条 本会則は総会の議決によって改正することができる。

第25条 本会則は必要により実行委員会によって細則を制定する事ができる。

第26条 本会則は令和4年4月1日に改正した。

柏市立風早中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 P T A 会則第 5 条、第 2 6 条に基づき、慶弔規定を定める。

第 2 条 本規定は次の場合に適用する。

- 1 会員の弔事
- 2 生徒の 1 0 日以上入院による欠席
- 3 教職員の慶事

第 3 条 第 2 条の慶弔の場合は、次の基準によりその意を表する。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1 会員死亡のとき | 1 0, 0 0 0 円 |
| 2 生徒死亡のとき | 1 0, 0 0 0 円 |
| 3 教職員の配偶者、子ども及び父母死亡のとき | 1 0, 0 0 0 円 |
| 4 教職員の結婚、出産のとき | 1 0, 0 0 0 円 |
| 5 その他、必要と認める場合は役員が協議して決める。 | |

第 4 条 慶弔に関する返礼は行わない。

第 5 条 本規定は、実行委員会において在籍構成員の過半数の賛成を得て改正し次期総会に報告する。

第 6 条 本規定は昭和 6 2 年 4 月 1 日より実施する。

平成 1 1 年 4 月 1 日改正

平成 2 7 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 8 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

柏市立風早中学校 P T A 旅費規定

第1条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

（1）電車賃 普通旅客運賃（付随する特急料金は実費支給）

（2）宿泊費

但し、出張距離によって航空機の使用を許可することもある。

第3条 宿泊費は、一泊当たり10,000円を限度とし朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第4条 日帰り出張は、交通費の実費のみ（公共交通機関交通費を基準とし、風早中学校から出張先まで）支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第5条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給は、その差額分とする。

第6条 本会の、委員会の開催にあたっての出張は、交通費を支給しない。

付 則

1. この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

【令和5年度PTA組織の説明】

実行委員会	
年3回開催	
PTA役員・校長・教頭にて構成	
会長	1名
副会長	4名以内（教職員含む）
書記	2名
会計	2名
会計監査	2名
広報	数名

部活動後援会

ボランティア 募集	・ 広報誌作成『宮後(みよし)』発行(年3回) ・ 各大会及び行事毎のボランティア活動
--------------	--

みほん

風早中学校PTA会長 行

風早中学校PTA退会届

申込日 : 令和 年 月 日

風早中学校PTAを退会します。

会員氏名

在籍生徒の学年・組・氏名

① 年 組 氏名 :

② 年 組 氏名 :

③ 年 組 氏名 :

【重要事項】

※退会届(以下当該書類)に記載されている個人情報 は個人情報保護法、本校PTA個人情報取扱規則に則り退会手続きのみに使用します。

※当該書類は、本年度中本校PTA会長が安全に保管し、その後破棄します。

※退会日は、退会届を受理した日とします。

.....キリトリ.....

様

風早中学校PTA退会届 受理書

令和 年 月 日 風早中学校PTA退会届を受理しました。

風早中学校PTA 会長

用紙が欲しい方は学校までご連絡ください